

老人福祉センターの指定管理者の選定について

1. 指定管理者の選定について

老人福祉センター（以下、「センター」という。）の今後の活用については、現機能に加え、実現が急務となっている「地域共生社会」の拠点施設としての活用や災害時のボランティアセンター機能を付加することを想定し、改修を予定しています。

また、改修後は、社会福祉法に基づく公共的団体として唯一の活動を促進する社会福祉法人熊取町社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会という。）が事務所を置くこととしており、今回の指定管理者の選定においては、以下の理由により随意選定とします。

2. 随意選定理由

町の福祉施策において、センターに地域共生社会の実現につながる拠点整備を行い、ボランティア団体や地区福祉委員会との連携など、町の地域福祉全般を担う社会福祉協議会が事務所を移転し、地域共生社会の実現に向け推進していく中で、指定管理者としてセンターの管理運営業務も一体的に行うことで、これまでのセンター機能に加え、総合的な福祉の事業展開が可能となり、住民サービスの向上が図られる。

また、効率的かつ効果的に施設を管理運営することができ、加えて、これまでの指定管理委託料からさらに削減が期待できる。

3. 選定方法について

- ・選定委員会において随意選定理由および募集要項について審査
- ・選定委員会において指定管理候補者からの事業提案内容の審査

4. 選定スケジュール

令和5年10月上旬	選定委員会委員委嘱
～下旬	選定委員会開催（選定理由及び募集要項）
11月	申請書提出期限
	選定委員会開催（事業提案内容の審査）
12月	指定議案の議会上程
	指定管理者への通知、告示
令和6年 4月	指定管理開始
7月	社会福祉協議会移転